平成２７年（フ）第４４号
宮城県白石市大平森合字八ツ森山９番地１
債務者　菅野　順二
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２２４号
静岡県富士宮市小泉1634番地の３　パル小泉105
債務者　谷口　栄伍
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１３０２号
名古屋市中川区下之一色町字北起16番地
債務者　服部美和子
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４０号
名古屋市中川区服部３丁目1101番地の３
債務者　塩谷　　崇
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７１５号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目４番35号　リブラ金山101
債務者　鳥山　雅弘
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７２８号
愛知県知多市大草字四方田98番地の13
債務者　工藤　智基
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３００号
愛知県岩倉市東町東市場屋敷304番地　エスポワール長瀬303号
債務者　永井　晴美
１　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４３６６号
大阪市住吉区苅田７丁目６番10号　北村マンション　203号
債務者　浦　　洋子（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６２９号
大阪府枚方市楠葉野田３丁目11番11―24号
債務者　影山　一美
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７０９号
大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目２番37号　シャトー富士502号
債務者　上田　保子
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１９号
大阪市北区長柄東２丁目５番２―712号
債務者　岩崎　妙子
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２３号
大阪府摂津市南別府町９番４―708号
債務者　栗原美都姫（旧姓佃）
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２５号
大阪市東住吉区桑津５丁目21番３号プラチナム桑津405号
債務者　山本　弘美
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７６０号
大阪市西淀川区出来島１丁目５番22―203号
債務者　長谷川加奈絵
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８４１号
大阪市東淀川区豊里２丁目23番10―306号、前住所大阪市東淀川区豊里３丁目15番19―205号
債務者　柳田　裕子
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府茨木市大池１丁目10番14号　寿マンション305号
債務者　知久　　強
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９８号
大阪市東淀川区東中島４丁目９番３号中島ハイツ203号
債務者　森　勢津子
１　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部